第明三治二十五種郵便物認可



**平成２１年（フ）第２４４号**
青森県五所川原市みどり町５丁目３番地　県営住宅４－３－３
債務者　唐川　郁海
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後２時30分
青森地方裁判所五所川原支部破産係

**平成２１年（フ）第９８６５号**
大阪市住吉区帝塚山西１丁目11番Ｂ―205号帝塚山グリーンハイツ
債務者　田川　誠二
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９８９３号**
大阪市北区天神橋７丁目14番14―807号
債務者　加藤　真之
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１００３８号**
大阪市旭区新森７丁目15番34号　松井マンションＡ－２
債務者　古川　愛美（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第１０１４４号**
大阪府茨木市北春日丘２丁目14番13号
債務者　西田　広道（旧姓伊賀）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第７４０号**
静岡市駿河区向敷地279番地の１
債務者　杉浦　正美
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２１年（フ）第８４３号**
愛知県安城市小堤町15番５号　エステート堤103
債務者　加藤　紀久
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２１年（フ）第３７１号**
愛知県豊川市諏訪西町２丁目158番地の１　諏訪西住宅403号
債務者　魚川　陸子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月１日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

**平成２１年（フ）第２３５８１号**
神奈川県川崎市麻生区高石３丁目６－１－304
債務者　宇都宮邦寛
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３６５７号**
東京都荒川区南千住７丁目23―２―602
債務者　小島順子こと　韓　　順子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３７９２号**
栃木県足利市助戸１丁目556―１
債務者　深野　健夫
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３９１１号**
東京都江戸川区南葛西７丁目１－３－Ａ202
債務者　青木　勝義
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３９１２号**
東京都江戸川区南葛西７丁目１－３－Ａ202
債務者　青木　健一
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３９３７号**
東京都練馬区向山４丁目14―１―101
債務者　宮本　　香
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２１年（フ）第２３９４８号**
東京都府中市清水が丘３丁目12―27　アメニティロフトⅡ205
債務者　浜田　敦子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月９日午後２時
東京地方裁判所民事第20部